

2

申請が必要です

子育て応援特別手当

問い合わせ | 児童課 (☎ 574 - 6646)、岡部福祉健康課 (☎ 585 - 2214)
川本福祉健康課 (☎ 583 - 2532)、花園福祉健康課 (☎ 584 - 1123)

子育て応援特別手当ってなあに？

多子世帯の幼児教育期の子育て負担に配慮し、対象となる世帯へ、今回限りの緊急措置として手当を支給するものです。支給対象者には、3月31日に市から申請書を発送しました。

例えば、Aさん世帯の場合、対象となる子どもは2人。支給額は、2人×3.6万円＝7.2万円となるんだ。



支給対象者

平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれで第2子以降*である子の属する世帯の世帯主で、平成21年2月1日(基準日)現在、深谷市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録のあるかた(短期滞在の在留資格で在留するかた、不法滞在者を除く)

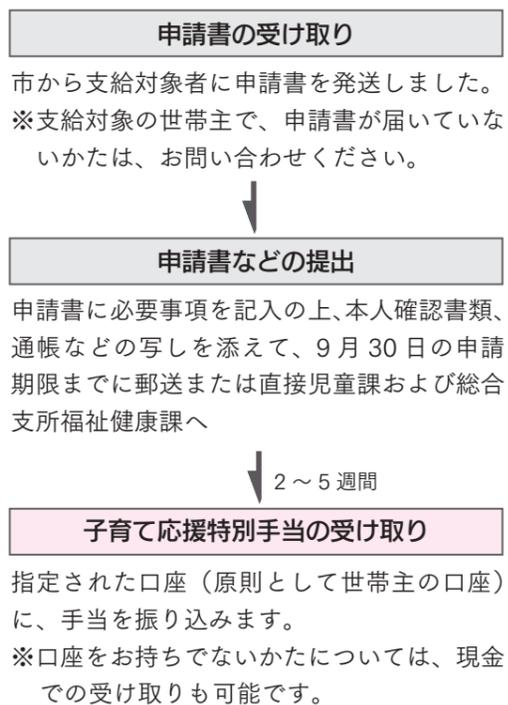
※第2子以降の判定については、平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれの子どもの中から年齢順に「第1子」、「第2子」と数えます。

また、第1子が寮に入っているなどで世帯が別になっている場合でも、健康保険証などで扶養が確認できれば、同一世帯と見なします。

支給額

対象となる子ども1人につき36,000円

支給までの流れ



1

お済みですか？

定額給付金の申請

定額給付金は市内のお店で使ってね♪



問い合わせ | 定額給付金担当 (☎ 570 - 4192)

定額給付金を受給するには申請をする必要があります。市では、3月31日に申請書を発送し、申請の受け付けを行っています。

まだ、お済みでないかたはお早めに申請をお願いします。なお、申請期限は9月30日(水)(郵送のかたは当日消印有効)です。

給付対象者

平成21年2月1日(基準日)現在で、次の①、または②に該当するかた

- ①深谷市の住民基本台帳に登録されているかた
- ②深谷市の外国人登録原票に登録されているかた(短期滞在の在留資格で在留するかた、不法滞在者を除く)

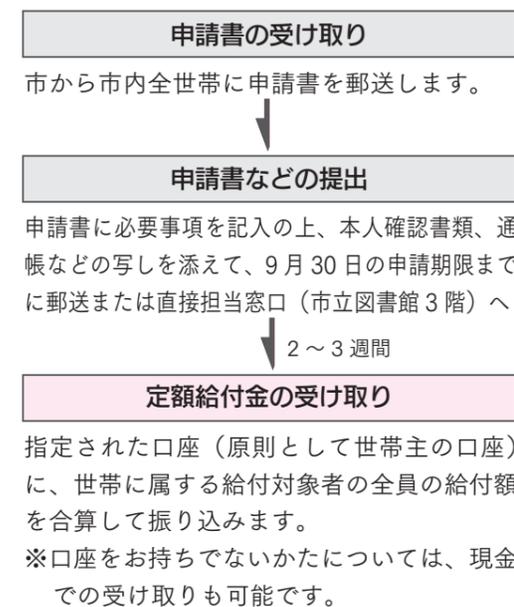
給付額

給付対象者1人につき12,000円

※ただし、以下の①、または②に該当するかたは、給付対象者1人につき20,000円

- ①平成21年2月1日現在で、65歳以上のかた(昭和19年2月2日以前に生まれたかた)
- ②平成21年2月1日現在で、18歳以下のかた(平成2年2月2日以降に生まれたかた)

給付までの流れ(原則)



定額給付金や子育て応援特別手当の給付を装った

「振り込め詐欺」にご注意ください

- ①市や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対ありません。
 - ②ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 - ③市や総務省などが、「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付のために、手数料などの振り込みを求め、手紙や電話などで「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付のために、個人情報照会することは原則としてありません。
 - ④市や総務省などが、「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付のために、個人情報を照会することは原則としてありません。
- ※ご自宅や職場などに市や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市や最寄りの警察署、または警察相談電話(☎#9110)にご連絡ください。